
日本中世書札礼の成立の契機

小久保嘉紀

はじめに

日本中世社会において、文書を授受する際に、文書上において尽くすべき礼の厚薄には、差出と宛所との彼我の身分差の程度に応じて格差が設けられていた。その格差としては、具体的には、宛所の人物をそのまま直接の宛所とする直状形式と、宛所の人物を直接の宛所とはせず、その周辺の人物を形式上の宛所として、文書に記載された事柄を実質上の宛所へ披露することを依頼する披露状（付状などとも）形式との文書様式の相違¹⁾、また、「～候也」「～状如件」「謹言」「恐々謹言」「恐惶謹言」「恐惶敬白」などのような書止文言の相違、そして、宛所に付す敬称の相違などが挙げられる。その宛所の敬称については、「様」と「殿」との相違はもちろん、「殿」を楷書で書くか、かなで書くかの程度の相違によっても、礼の厚薄が体現されていた。また、宛所に敬称を付さない文書様式を打付書と言い、宛所に対して最も尊大な態度を示すものである。そして、宛所に付すものについては、敬称の他に、宛所の上の位置に付す「謹上」などの上所、宛所の脇の位置に付す「人々御中」などの脇付が存在した。この上所や脇付が付される場合、宛所に対して厚礼を尽くしているということになる。これらのような、身分差に応じた書札の様式の上での、格差の規定を定めたものが「書札礼」である²⁾。

この知識・故実としての「書札礼」は、中世の文筆家や故実家などの知識人により知悉され、そして伝来されていったが、後世までより確実に伝来させるために、また、「書札礼」の知識を有しない者が文書を発給する際の参考に資するために、テキストとしての『書札礼』が成立していった。その嚆矢として著名なのは、鎌倉後期の弘安年間に成立したとされる『弘安礼節』である³⁾。この『弘安礼節』は、弘安8年(1285)12月、龜山上皇の諮問の下、廷臣が「書札礼」を評定した結果、制定されたもので、その特色としては、官位秩序に基づくものであるという点が挙げられる。『弘安礼節』は以後、

公家社会において、典拠とするべき『書札礼』として、長く準拠され伝来していった。このように、公家社会では、『弘安礼節』という統一のテキストとしての『書札礼』が存在していたが、武家社会では、統一のテキストとしてのものは無く、多くの場合は各家において、各故実家が作成した複数の『書札礼』が存在していた。また、室町期の伊勢氏や小笠原氏などのような、著名な故実家が作成した『書札礼』が、諸氏に伝来して利用されるという場合も存在した。後述するように、このような武家社会における各家の『書札礼』の成立は、戦国期に顕著に見られる。小稿では、その成立の契機を検討し、なぜ、とくに戦国期に各家で『書札礼』の成立が必要とされたのかという点について考察する。また、『書札礼』の伝来の経路を明確にすることで、知識・故実としての「書札礼」の伝播のあり方についても考察する。そして、各『書札礼』の個別具体的検討や、中世社会における「書札礼」をめぐる諸事例の検討から、中世社会における書札礼の歴史的意義について考察したい。以上の考察から、中世社会において書札礼が体现した儀礼秩序の性質についても言及したいと思う。

ここで、儀礼秩序と書札礼についての研究史を整理しておく。まず、儀礼秩序については、石母田正氏は、天皇を頂点として尊卑の概念により編成された秩序を「礼」の秩序とし、中世におけるその存続を指摘した⁴⁾。藤直幹氏・二木謙一氏は、武家儀礼に関する多くの事例について注目し、それらにより儀礼秩序が体现されて、戦国期に至るまで儀礼秩序は強固に展開され、それが近世武家社会の儀礼秩序へと発展していくと指摘する⁵⁾。また、井原今朝男氏は、中世の国家儀礼が民衆統合の上で果たした役割について指摘する⁶⁾。そして、金子拓氏は、官位が武家社会の政治秩序の上において果たした役割について指摘した⁷⁾。

次に、書札礼については、彌永貞三氏は、中国の書儀の日本の書札礼成立への影響について指摘した⁸⁾。『弘安礼節』については、藤井貞文氏・岩間敬子氏・百瀬今朝雄氏の論考があり⁹⁾、藤井氏は『弘安礼節』の上野図書館本の書誌学的研究を行い、岩間氏は『弘安礼節』と院宣・繪旨との関係を考察し、百瀬氏は『弘安礼節』の総合的な研究を通してその歴史的意義について考察した。また金子拓氏は、室町期における『弘安礼節』の運用について注目し、室町殿の周辺ではそれが弾力的に運用されていたことを指摘した¹⁰⁾。

室町・戦国期の書札礼について、主に中央の視点から、二木謙一氏は室町幕府の家格との関連から整理した¹¹⁾。それに対して、各地域における書札礼についての研究は、東国社会を対象としたものがとくに進展している。奥羽地域における個別の書札礼については、伊達政宗の書札礼を検討した小林清治氏の研究¹²⁾、蘆名氏の書札礼を検討した高橋充氏の研究がある¹³⁾。羽下徳彦氏は、大名権力間の書札礼について注目し、伊達氏・上杉氏・長尾氏と室町將軍との間に交わされた文書の分析から、奥羽・北関東地域の大名家権と中央との政治的関係について考察した¹⁴⁾。関東地域については、古河公方の関

係文書の闕字・台頭に注目した佐藤博信氏の研究や¹⁵⁾、書札礼が体现する古河公方の家臣の序列について考察した長塚孝氏の研究がある¹⁶⁾。また長塚氏は、古河公方家の家宰の築田氏の書札礼についても考察している¹⁷⁾。書札礼と関東地域の政治史との関連について、市村高男氏・白井進氏は、古河公方との婚姻関係が後北条氏・里見氏の書札礼向上を招いたこと、上杉氏の関東管領就任が書札礼向上を招いたことを指摘した¹⁸⁾。

織豊期の書札礼については、織田信長の書札礼について、関係文書を時期的に類型化し、その薄礼化を指摘した久野雅司氏・尾下成敏氏の研究がある¹⁹⁾。豊臣秀吉の書札礼については、筑前守・少将・関白任官を契機にして段階的に薄礼化したと指摘する小林清治氏の研究がある²⁰⁾。それに対して堀新氏は、秀吉の発給文書を各家宛てに整理し、上杉氏・中川氏・立花氏宛ての文書における薄礼化とその契機について指摘した²¹⁾。徳川家康の書札礼については、足利義昭の京都追放を契機に、織田氏と同等の書札礼から、織田氏一門に準ずる一大名のものに変化したとする平野明夫氏の研究がある²²⁾。また平野氏は、家康の書状は伊勢氏の『宗五大草紙』にほぼ準拠していると指摘する²³⁾。そして、近世の各藩における書札礼については、仙台藩のものについて注目した堀田幸義氏の研究がある²⁴⁾。

以上のように、個別の『書札礼』については少なからず研究の蓄積があるが、『書札礼』間の関係性、即ち、前代・後代の『書札礼』との関係や、同時代の各家の『書札礼』との関係、また公武の『書札礼』の相違については、十分に考察が成されているとは言い難い。以上の点を明らかにするため、とくに各『書札礼』の成立と伝来に注目するという方法論の下、政治史とも関連付けて考察を行う。このような考察を経て、中世社会に展開した儀礼秩序の、書札礼を媒介とした具体的な展開の様相をより明らかにすることができると思う。

なお、故実書の一項目としての「書札礼」ではなく、一冊本の『書札礼』として独立している、管見の限りの中世の『書札礼』を一覧化したものが表1である。

1. 鎌倉期

(1) 『弘安礼節』の成立

先述したように、『弘安礼節』については、藤井氏・岩間氏・百瀬氏による研究の蓄積があり²⁵⁾、本節ではこれらの先行研究の成果を踏まえた上で、『弘安礼節』成立の意義について検討を行う。

『弘安礼節』は、弘安8年(1285)12月、龜山上皇の諮問の下、院中の礼式を定めるため、廷臣の評定の結果、制定されたものである。『弘安礼節』の奥書によると、「弘安礼節撰者 一条前関白内経 花山院前右大臣入道家定 二条大納言入道資季 意見之

表1 中世『書札礼』一覧

書名	成立時期	作成主体	伝来	出典	備考
消息耳底秘抄	嘉禎3(1237).6.20	仁和寺守覚法親王	林崎神庫	『群書類従』消息部	三条実房・中山忠親に尋ねて作成。
弘安礼節	弘安8(1285).12.22カ	院中評定	近衛前久	『群書類従』雑部	亀山上皇の語問による作成。
書札礼	鎌倉後期	不明	藤原某・洞院実夏・菅原長亨・菅原和長・藤原某	『群書類従』消息部	
今川了俊書札礼	14C後半頃	今川了俊		『統群書類従』武家部	
書札作法抄	室町前期	不明		『群書類従』消息部	
上杉憲実京進書札案	15C前半頃	不明		『上杉家文書』961号	
喜連川家書札礼	文明17(1485).9.24	文明17(1485).9.24		東京大学史料編纂所蔵	『細川家書札抄』の写本。
奈目氏日記	永正11(1514)	留守氏近臣カ		『統々群書類従』史伝部	
細川家書札抄	16C前半頃	不明	安富元盛	『群書類従』消息部	内容の一部は、15C後半頃には成立カ。
古河公方家書札礼	16C前半頃	不明		『喜連川文書』	
伊勢加賀守貞満筆記	天文2(1533).7	伊勢貞満	伊勢貞助	『統群書類従』武家部	
識拾集	天文23(1554).2.4	蟻川親俊		内閣文庫蔵	
安富元盛武家書札礼写	天文24(1555).5.16	平藤頼	安富元盛・某長綱・大館晴光・平藤頼	『上杉家文書』962号	『細川家書札抄』の写本。
相良武任書札卷	天文年間カ	相良武任		宮内庁書陵部蔵	
大館常興書札抄	16C前半頃	大館常興		『群書類従』消息部	
礼法書	永祿10(1567).5.21	伊勢氏	毛利氏・秋田政季	『湊字氏所蔵秋田湊文書』	
書札礼雛型	戦国期	不明		『湊字氏所蔵秋田湊文書』	
里良家永正・元亀中書札留按書	戦国期	不明	六郷左衛門・近山	内閣文庫蔵	
毛利元就自筆書札礼	戦国期	毛利元就		『毛利家文書』619号	
佐竹之書札之次第	天正14(1586).3	蘆雪斎意波		佐竹文庫蔵	
佐竹書札私	天正16(1588).5	蘆雪斎意波		佐竹文庫蔵	
書簡故実	天正年間	不明	今川氏頼・小笠原長秀・伊勢満忠・小笠原長明	『統群書類従』武家部	
日記書札集	天正年間カ	不明		佐竹文庫蔵	
御当家御書札認縁	文禄・慶長年間カ	大友氏近臣カ		『統編年大友史料』5	
曾我兵庫頭八十五箇条品々不好事	慶長15(1610).9	曾我尚祐	北畠親房・曾我兵庫頭	『統群書類従』武家部	
和漢礼経	元和元(1615).秋	曾我尚祐	二階堂行二・大館常興・伊勢宗五	『改定史籍集覽』27	作成には公家故実も参照。

〈注〉・故実書類の内、一冊の『書札礼』として独立しているものを主に一覧化した。「書札礼」の内容を含む、総合的な故実書類については省略した。
・伝来については、中世に関係するものについて記し、近世以降のものについては省略した。

人数 二条右大臣師忠（中略、以下19人） 弘安八 十二月廿二日定置給、非私用云々、評定之後大蔵卿経業清書之」とあり、『弘安礼節』制定のための評定には、当時の公家社会の中枢に位置する一条内経・花山院家定・二条資季が撰者となり²⁶⁾、上・中流公家20人が意見を加える形で成立したとされる。これら「意見之人数」について、当該期の院の評定衆と重なる者としては、堀川基具・土御門定実・源雅言・藤原実冬・吉田経長・西園寺実兼・日野資宣が含まれており²⁷⁾、院の評定衆を中心として、有職の公家が意見を加える形で、『弘安礼節』が成立したと考えられる。奥書には弘安8年12月22日の日付が見られるが、群書類従本と諸本との比較から²⁸⁾、内容の加除が明らかであり、その日付をもってただちに『弘安礼節』がテキストとして成立したと判断するのは妥当ではないと考えられる。『弘安礼節』の核となる書札礼は弘安8年12月に制定され、『弘安礼節』に含まれる他の諸礼は、複数の系統の諸本が伝来する中で、適宜書き加えられていったものと百瀬氏により指摘されている²⁹⁾。いずれにせよ、弘安8年12月の諸礼をめぐる院中評定が画期となり、前代までの諸礼が集約されて、公家社会において後世まで典拠とされる『弘安礼節』の成立へと至った。これは、それまで公家社会において家ごとに、日記または口伝を用いて私に相承されていた各「書札礼」が、この院中評定における上・中流公家による合議を経て、公の朝廷の「書札礼」として一本化し、公家社会における統一のテキストとしての『弘安礼節』として成立したという意味において画期的である。つまり、後述するように、龜山上皇による弘安徳政の一環として、公家社会の「書札礼」が統一的に整備されたのである。これ以後、『弘安礼節』は公家社会における「書札礼」の典拠として伝来していくが、群書類従本の又奥書に「右弘安礼法、近衛前関白准后龍山公以御本書写之、努々不可有外覽者也 天正十七年五月 日 平朝臣判」とあるように、戦国期の近衛前久に至るまで伝来していたのである。

次に、『弘安礼節』の内容について検討する。『弘安礼節』の内容は、以下の規定から始まる。

〈史料1〉

一、大臣

奉親王	恐惶謹言、居所
奉執柄	同親王、居所
遣大・中納言	謹言、官判一有謹上字
遣参議散二位三位	無上所、状如件
遣蔵人頭	可被——之状如件
遣雲客	可被仰——之状如件或二合
遣大外記・大夫史	奉書

以上のように、大臣が文書を発給する際の、宛所ごとの書止文言などの規定から始ま

り、以下同様に、大納言、中納言、参議・散・二位・三位、藏人頭、四位殿上人、五位殿上人、地下四位諸大夫、地下五位諸大夫、医・陰兩道礼事、五位下北面、六位下北面と、官位秩序における各階層が文書を発給する際の規定について制定されている。ここから、『弘安礼節』は官位秩序を基軸にして制定されていると言える。周知の事実であるが、『弘安礼節』に依拠する中世の公家社会の書札礼は、官位秩序に基づくものである。

『弘安礼節』に見られる公家の「書札礼」の規定については以上の通りであるが、寺家の規定については、「一、僧中礼事」として、「僧正 可准参議 法印・法務・僧都可准四位殿上人 法眼・律師 可准同五位 (後略)」とあるように、僧位・僧官をそれぞれ官位に準ずるものとして制定している。つまり、寺家の「書札礼」についてもまた、官位秩序に内包されるものとして考えられる。

これら、『弘安礼節』に見られる「書札礼」は公家と寺家についてのものであり、武家についての規定は見られない。寺家の場合のように、武家の儀礼秩序を官位秩序に準ずるものとして規定するという方法はとられず、武家が有する官位に純然と基づいて規定されていたのである。つまりここでは、武家社会における家格などの儀礼秩序の論理は、公家社会の「書札礼」において考慮される対象ではなく、天皇との間の概念的な距離の遠近を表す、朝廷の儀礼秩序である官位秩序にのみ、『弘安礼節』は基づいていたと言えるのである。

また、笠松宏至氏は、『弘安礼節』の成立を弘安徳政の一環として位置付け、私的に家産化されていた礼の秩序の相伝を否定し、公的な国家的統制の下に一元化するものとして評価している³⁰⁾。そして、百瀬今朝雄氏は、『弘安礼節』成立の意義として、当該期の名家の台頭という事象に対して、「書札礼」を明確にすることにより家格の位置確認を行うという、家格の安定化の点を挙げている³¹⁾。以上の先学の指摘からも、当該期の朝廷は、『弘安礼節』を制定することにより、官位秩序に基づく「書札礼」を明確にし、徳政の一環として国家的統制の安定化を図ったものとして理解できる。

(2) 『消息耳底抄』・『書札礼』

その他、鎌倉期の『書札礼』として、『消息耳底抄』が挙げられる³²⁾。『消息耳底抄』は、仁和寺御室の守覚法親王が、三条実房・中山忠親に「書札礼」を尋ねて作成したものである。この三条実房と中山忠親は、公事や朝廷故実に明るいとされ、ともに文治元年(1185)12月に、源頼朝により議奏公卿の一員として推挙されている。成立時期については、奥書によると、「嘉禎三年林鐘廿日、涼氣違例、霖雨涉旬而已」とあるように嘉禎3年(1237)6月で、『弘安礼節』の成立に先向しているが、『消息耳底抄』は『弘安礼節』とは異なり、奥書に「深耳底ニ納、未出口外、今記之、尤可秘之」とあるように他言を禁止しており、守覚法親王とその法脈の参考に資するためのごく私的な『書札礼』

である。その内容については、「一、硯事」に始まるように、宛所への礼の厚薄の規定というよりはむしろ、文書作成の際の予備知識全体についての記述が、『消息耳底抄』には含まれている。『消息耳底抄』の成立の意義は、「書札礼」についての知識・故実が、三条実房・中山忠親という故実家を媒体として、私的なテキストとして成立したという点にあると考える。つまり、後の『弘安礼節』、即ち公的なテキストの成立へと至る過渡期として位置付けられる。

また、鎌倉期の『書札礼』として、『書札礼』が挙げられる³³⁾。奥書には原本の作成者についての記述は無く、また正確な成立時期についても判断材料に欠ける。ただし、文中に「慈鎮和尚」とあり、その追号が成立した仁治3年(1242)以降の成立として考えられる。内容には『弘安礼節』と同様、官位秩序に基づき、宛所への礼の厚薄が規定されている。『弘安礼節』の成立との直接の関係についても判断材料に欠けるが、奥書によると、北朝貞和3年(南朝正平2年、1347)10月に書写した事実、明応7年(1498)7月に洞院実夏本を書写した事実、享禄5年(天文元年、1532)2月に従三位藤原某が、菅原長淳本を菅原和長本と校合の上、書写した事実が挙げられる。これらの事実から、当時の公家社会において、各家に伝来した『書札礼』はその家に秘匿されるというのではなく、盛んに他の家にも貸出されて書写が繰り返され、その上で広範囲に伝来していったことが窺える。

(3) 足利義氏と結城朝光の相論から見る武家の「書札礼」

以上のように、鎌倉期の公家社会においては、『弘安礼節』に代表されるように、官位秩序に基づいて書札礼が形成されていた。では、武家社会においては、どのような秩序に基づいて書札礼が形成されていたのであろうか。管見の限りでは、幕府側の統一された『書札礼』も各家の個別の『書札礼』も現存していないが、当時の武家社会の「書札礼」を窺うことができる事例が、鎌倉幕府の公式記録である『吾妻鑑』に存在する。宝治2年(1248)閏12月の足利義氏と結城朝光との「書札礼」をめぐる相論である。以下、やや長文にわたるが、この相論についての関係史料を掲げる。

〈史料2〉³⁴⁾

後十二月小

(義氏)

(朝光)

廿八日、辛未、今日足利左馬頭入道正義与結城上野入道日阿相論書札礼事、被宥仰両方、被閣之、此事、去比、就雑人事、自足利遣結城状云、結城上野入道殿、足利政所云々、日阿得此状、投返事云、足利左馬入道殿、御返事、結城政所云々、僕卿、

(源頼朝)

禅門其(甚カ)憤之、訴申子細云、吾是右大将家御氏族也、日阿仕彼時、于令(今カ)現存者也、相互未及子孫、忽忘往事、現奇怪、争無誠沙汰哉云々、仍被下彼状於日

阿之時、日阿称不能費紙筆而、献覽一通文書、是則、右大将家御時、注為宗之家子・

(足利義兼)

侍交名、被載御判之御書也、彼禪門嚴門総州与日阿于時結城七郎可為同等礼之由分明

(北条義時)

(北条重時)

歟、右京兆于時江間小四郎為家子専一也、相州被覽之、召留件正文於箱底、染御自筆、書案文、被授日阿、剩被副送同自筆消息状、其詞云、右大将家御書正文一通、給置候訖、被載曩祖潤色之間、為家規模之故也、但御用之時者、宜從命、且為後日、以自筆所書進案文候也云々、日阿還施面目云々 (傍線筆者)

この相論について、傍線部を中心に要約すると、足利義氏から結城朝光宛ての文書の宛所は「殿」付きで、差出は「足利政所」であった。それに対し、結城朝光から足利義氏宛ての文書も同様の形式であった。即ち、結城朝光は足利義氏に対して、等礼の「書札礼」をもって返書を行ったのである。これに対して足利義氏は、足利氏は源頼朝の一族であるため、その「書札礼」は妥当ではなく、足利氏は結城氏より上位に位置するべきであると主張する。そこで、結城朝光は反駁のために、頼朝の御判が据えられた、頼朝期当時の家子・侍の交名を記す正文を執権北条重時に提出した。そこでは、足利義氏の父である義兼と結城朝光とは等礼であり、その根拠をもって、北条重時は足利氏と結城氏とは等礼の「書札礼」であるという裁許を下したのである。ここから分かることは、足利義氏が源氏一門であり、源頼朝との血縁関係をもって、結城氏より上位の「書札礼」を主張したこと、それに対し結城朝光は³⁵⁾、足利氏と結城氏とは等しく頼朝の家子・侍、即ち被官であったということを、頼朝の被官交名をもって論証したことが挙げられる。つまり、当時の武家社会の「書札礼」においては、公家社会のように官位秩序のような明確な基準となるものはなく、頼朝との関係性、即ち「由緒」に書札礼の基準を求めて主張し得る余地があった。しかしここでは、頼朝の被官交名により、足利氏と結城氏とは等しく頼朝の被官であったという「由緒」が再確認されており、その「由緒」により、足利氏と結城氏とは等礼の「書札礼」であるという結論に至った。鎌倉期の武家社会の「書札礼」は、官位秩序ではなく「由緒」が基準となるものであったが、その性質上、規定性は明確ではなく、この事例のように相論を引き起こす余地が残されていたのである。

またこの事例から、將軍家に対して御家人は等しく同身分であるという原則に基づく結城氏と、將軍家との同族関係から優越性を主張する足利氏という姿勢の相違が見られるが、結果的に執権北条氏の裁許は、御家人身分の等質性を支持するものであった³⁶⁾。このような等質性のため、階層性を体現するものである『書札礼』は、当該期の武家社会においては成立しなかったのではないだろうか。しかし、細川重男氏が指摘するように³⁷⁾、北条氏の家系に基づき、また幕府職制を基準として、次第に家格秩序が形成され、階層性が顕著に現出してくる。このような家格の形成が、後代の武家社会における『書

札礼』の成立に関係するものと考えられる。

2. 南北朝・室町期

(1) 『今川了俊書札礼』・『書札作法抄』から見る鎌倉期との相違

南北朝・室町期に至ると、武家社会においても『書札礼』が次第に成立してくるようになる。とくに、南北朝期から室町前期にかけて成立したのものとして、『今川了俊書札礼』³⁸⁾と『書札作法抄』³⁹⁾がその嚆矢として挙げられる。『今川了俊書札礼』は、九州探題として、かつ故実家としても著名な今川了俊（貞世）の手によるもので、奥書には成立時期についての記載は無いが、文中に「我等が事ハ、既九州の官領時分に候」とあることから、今川了俊が九州探題として九州に赴任していた、北朝応安4年（南朝建徳2年、1371）から応永2年（1395）までの間の成立である。『書札作法抄』は、作成者・成立時期ともに判断材料に欠けるが、その内容から室町前期の成立と考えられる。『今川了俊書札礼』・『書札作法抄』ともにその内容は、個別具体的な宛所についての礼の厚薄の規定ではなく、文書作成の上での知識・故実に重点が置かれている。前代の鎌倉期の「書札礼」との相違点について、この二つの『書札礼』によると、まず『今川了俊書札礼』では、「先代の時ハ、相模守ハ号一族とて、諸大名其礼も定候けると申候、御一族の無官無位に候といふとも、四位の殿上人の位に准て可被用由、公家より被定て候けると申候、然間、諸大名連の官位ハ、多分一きうと申て、従下の五位より従上の上位に挙候（傍線筆者）」とあるように、家格に応じて厳然と「書札礼」が定められていたのに対し、「書札の礼も、いにしへハ慥候けるに候へ共、乱世の時分に候間、何共かとも同物に成行候歟」とあるように、南北朝期の戦争状態による混乱の結果、「書札礼」が混同するようになったことが記述されている。『書札作法抄』には、「当世武家ノ書札ハ、年齢・官途・分限等ノ人ザマモ大略オナジ程ノ人ニハ、アヒタガヒニ御宿所ト書テ、名字ノモトニハ状ト書、是ハ古へ、関東ヤク（ママ）ニハスベテ如此ハナカリシ事也（傍線筆者）」と鎌倉期との相違が記述され、また「関東先代ノ時ハ、武家ノ書札ハ各別ニ分明ニ見エタリ、建武・暦応以東（来カ）、武家御在洛ノ後ハ、公家・武家・僧家ノ書札、皆同ジヤウニ書事オホシ」とあり、鎌倉期には武家の「書札礼」は独立していたが、室町期に京都に幕府が開かれると、公家・武家・寺家の「書札礼」が混同するようになったことが記述されている。また、これらの点から逆に、鎌倉期の「書札礼」の様相を遡及して窺うことができる。上記の『今川了俊書札礼』の記述から、北条得宗家の一族は、無位無官であってもその家格に応じた「書札礼」が適用され、諸大名もそれに準じて、家格に応じた「書札礼」が適用されていたことが窺える。つまり、武家社会では、「家格」を官位秩序に相当させて「書札礼」が規定されていたのである。第1章の足利義氏と結

城朝光の相論の場合では、武家の「書札礼」は頼朝との「由緒」が基準となるように、規定性の面で不安定であったと説いたが、この今川了俊の回顧による鎌倉後期においては、厳然と「家格」が整備され始め⁴⁰⁾、それが武家の「書札礼」の基準として存在していたのである。また、このような「家格」に基づく武家の「書札礼」の論理は、「公家より被定て候けると申候」とあるように、公家により定められ、承認されたものであった。そして、『書札作法抄』に見られるように、この武家の論理は、「各別二分明」なものであり、公家・寺家の場合とは明確に相対的なものであった。

また、『今川了俊書札礼』には、「当少武殿ハ恐惶謹言になされべく候、是又神妙までにて候、大内などハ今も我々にハ恐々謹言と書候て、詞も以之外無礼に書候へ共、是又沙汰之外ニ候」とあり、鎌倉期以来の有力御家人の系譜を引く少武氏には、厚礼をもって遇すべきであることが規定されるとともに、大内氏が九州探題である今川氏に対して「恐々謹言」の書止文言、即ち宛所に対して等礼の書止文言を用いることなどについて、無礼として不満が述べられている。ここでもまた、家格を基準とした書札礼が窺えるが、大内氏のようにそれを無視する者も存在し、南北朝期における「書札礼」の混乱は、そのような点に起因するものとして考えられる。そして、『今川了俊書札礼』の冒頭に「書札礼之事、此事、当世ハ以之外乱候て、(中略)をのつから尾籠にふるまい、又物しり候へて、振舞人候へは、とかむへきにあらず候か、兎も角も人のするにまかせて、われも人も只無礼にのみ振舞口候間、何と可申とも不存候、但自然物を知候へて、無礼に振舞候事ハ、恥辱と存候はんには、尤かやうの礼ハ可定候歟」とあるように、このような「書札礼」をはじめとした諸礼の混乱に対しての今川了俊の危機意識が、『今川了俊書札礼』成立の契機として挙げられる。

(2) 室町殿とその周辺の書札礼

武家政権として初めて京都に本拠を置き、幕府を開いた足利将軍家であるが、その室町殿をめぐる書札礼はどのようなものであったのであろうか⁴¹⁾。管見の限りでは、室町殿の「書札礼」を規定した『書札礼』は現存していない。しかし、室町殿の発給文書から、室町殿の「書札礼」を再現することができる。それを再現したものが、表2である。この「室町殿書札礼」は、室町殿の各階層宛ての発給文書が比較的豊富に残存している、15世紀中頃、即ち室町中期の「書札礼」を再現したものである。これによると、室町殿は摂関家宛ての文書では、書止文言で「恐惶謹言」を用い、やや上位宛ての「書札礼」を適用しているが、他の公家宛ての場合では「状如件」「謹言」を用い、下位宛ての「書札礼」を適用している。寺家宛ての「書札礼」については、御室と西堂⁴²⁾宛ての場合では上位宛ての「書札礼」を適用している⁴³⁾。また、延暦寺の青蓮院門跡である尊応宛ての場合では「恐々謹言」を用いて等礼の「書札礼」を適用している。そして、興福寺の大乗院門跡である尋尊宛ての場合では「謹言」を用いてやや下位の「書札礼」を適用し、

表2 「室町殿書札」一覧

分類	家格	文書年月日	宛所	敬称	書止文言	典拠
公家	摂関家	応仁 2 (1468).4.9	近衛政家	殿	恐惶謹言	『後法興院政家記』 応仁 2 (1468).4.9条 所収文書
	清華家	寛正 6 (1465).12.25	久我通尚	殿	状如件	『久我家文書』243号
	将軍家姻戚	康正 2 (1456).7.13	日野勝光	殿	謹言	『昔御内書符案』
	公卿	康正 2 (1456).3.14	中山親通	殿	謹言	『昔御内書符案』
		康正 2 (1456).8.11	山科教興	殿	状如件	『昔御内書符案』
		康正元(1455).8.19	北畠教具	殿	謹言	『昔御内書符案』
諸大夫	応仁元(1467).11.27	土御門有宣	殿	状如件	『土御門文書』	
寺家	御室	康正 2 (1456).11.14	実相院義恒	殿	(記述無し)	『昔御内書符案』
	西堂	長禄 4 (1460).4.28	有良西堂	(無し)	恐々敬白	『御内書案』
	門跡	応仁 2 (1468).3.12	青蓮院尊応	殿	恐々謹言	『華頂要略』所収
		康正 2 (1456).3.14	大乘院尋尊	御房	謹言	『昔御内書符案』
	坊官	長禄 4 (1460). 閏9.5	筒井良舜 (ら数名)	(無し)	候也	『昔御内書符案』
武家	将軍連枝	文明18(1486).3.6	足利義視	殿	謹言	『昔御内書符案』
	堀越公方	長禄 4 (1460).4.19	足利政知	殿	状如件	『御内書案』
	将軍家一門	(文明年間) 11.23	吉良義真	殿	状如件	『昔御内書符案』
	奥州探題	長禄 4 (1460).10.21	大崎教兼	殿	候也	『御内書案』
	九州探題	長禄 4 (1460).8.22	渋川教直	殿	候也	『御内書案』
	関東管領	長禄 4 (1460).4.21	上杉顕定	殿	候也	『御内書案』
	三職	寛正 6 (1465).11.27	斯波義敏	殿	状如件	『御内書案』
		(15C 後半頃) 6.21	細川政元	とのへ	候也	『細川家文書』161号
		享徳 2 (1453).2.11	畠山持国	とのへ	候也	『御内書引付』
	御相伴衆	康正 2 (1456).6.30	六角久頼	殿	候也	『昔御内書符案』
		長禄 4 (1460). 閏9.8	大内教弘	殿	候也	『昔御内書符案』
		(応仁年間カ) 3.14	細川成之	とのへ	候也	『昔御内書符案』
	国持衆	寛正 2 (1461).12.19	今川義忠	殿	也	『御内書案』
		長禄 4 (1460).4.28	佐竹義憲	とのへ	候也	『御内書案』
		寛正 6 (1465).12.8	武田信昌	とのへ	也	『御内書案』

〈注〉・室町殿の各階層宛ての発給文書が比較的豊富に残存している、15世紀中頃の文書を中心にして再現した。

坊官宛ての場合では「候也」を用いて下位の「書札礼」を適用している。武家の「書札礼」においては、室町殿はその秩序の頂点に位置していることが窺えるが、将軍義政の弟の義視や、同じく弟である堀越公方の政知、そして将軍家一門として高い家格を有していた吉良氏宛ての場合では、「状如件」「謹言」を用いてそれに準ずる「書札礼」が適用されている。足利将軍家一族として、彼らは室町殿に次ぐ地位に位置していたことが

窺える。以下、室町幕府の家格秩序に従い、奥州・九州探題、関東管領、三職（三管領家）、御相伴衆⁴⁴⁾、国持衆と「書札礼」の序列が展開している。ただし、三職の斯波氏は、将軍家一門としての側面もあり、他の三職の細川氏・畠山氏と比較して、厚礼の「書札礼」である。以上の諸点から、武家の「書札礼」の頂点に位置する室町殿は、公家の「書札礼」においては、摂関家に準ずる存在であったとすることができる⁴⁵⁾。

また、室町期の武家の家格は、足利義満・義持期に重臣会議を構成した有力守護を中心に形成され始め⁴⁶⁾、義政期に整備されて完成しており、このような家格秩序の形成が⁴⁷⁾、武家の書札礼の成立に関係するものとして考えられる。

では、最も朝廷に影響を及ぼし得た室町殿とされる、将軍義満期の「書札礼」はどのようなものであったのであろうか。その手掛かりとして、永享2年（1430）9月の『看聞日記』の記事が参考となる。当時の天皇である後花園天皇の父であり、『看聞日記』の記主である伏見宮貞成親王が、親王・大臣間の「書札礼」が不分明であるため、勧修寺経興に尋ねた⁴⁸⁾。それが不分明なのは、『弘安礼節』に親王・大臣間の「書札礼」についての規定が無いためである。そこで勧修寺経興は、『弘安礼節』にその規定が無くとも、それに準じて親王・大臣間は等礼の「書札礼」を適用するのが妥当ではないかと進言した。しかし、その約半月後、将軍義教が一条兼良に、室町殿から親王・大臣宛ての「書札礼」について尋ねたところ、一条兼良は、とくに貞成親王は後花園天皇の実父、即ち「治天の君」であるから、同じく「治天の君」である義満と同様の「書札礼」を適用するべきであり、「治天の君」として、ただ親王としての「書札礼」ではなく、「一段之御書札」が妥当であるとした⁴⁹⁾。『看聞日記』の同日条で、一条兼良は摂関家宛ての「書札礼」を「同親王」じとするため、「書札礼」で親王を上回る「治天の君」は、同時に摂関家を上回るということになる。それを貞成親王が聞き、「為悦」したという。この事例から、義満は「治天の君」としての「書札礼」、つまり、親王・摂関家・大臣を上回る「書札礼」でもって遇されていたと考えられる。また、『書札法式』によると、義満は故実家である今川氏頼・小笠原長秀・伊勢満忠に命じて、武家の「書札礼」を整備させたとする。

この室町殿の「書札礼」は、一定不変のものではなく、時期・歴代室町殿により変化が見られる。その変化について明確にするために、土岐氏宛ての室町殿御内書を一覧としたのが表3である。将軍義詮の御内書の場合、敬称は「殿」で書止文言は「謹言」である。それが、明德年間や永享年間の場合には、敬称は「殿」で書止文言は「候也」と薄礼化する。そして、文亀年間以降の戦国期の場合には、敬称は「とのへ」で書止文言は「候也」と更に薄礼化する⁵⁰⁾。戦国期に成立した土岐氏の故実書である『家中竹馬記』によると⁵¹⁾、土岐氏はこの薄礼化について、「近代は当方すたれたる故に」と、土岐氏の凋落が背景にあるとしているが、室町殿御内書の薄礼化傾向は、他の武家宛ての場合にも見られるところであり、全体的傾向として捉えることができる。したがって、室町

表3 土岐氏宛て室町殿御内書一覧

年月日	宛所	敬称	書文言言	文書内容	典拠	備考
(年未詳) 9.29	土岐右馬頭	殿	謹言	上洛要請	『岐阜県史』所収 『集古文書』4号	足利義詮期。
明德2(1391).10.19	土岐大膳大夫	殿	候也	使節遵行	『岐阜県史』所収 『醍醐寺文書』55号	
永享6(1434).1.13	土岐大膳大夫	殿	候也	回礼	『昔御内書符案』	
文亀2(1502).10.8	土岐美濃守	とのへ	候也	その他	『御内書案』・『室町家御内書案』	
永正2(1505)頃カ.3.5	土岐美作(濃)守	とのへ	候也	回礼	『御内書案』・『室町家御内書案』	
永正5(1508).9	土岐美濃守	とのへ	候也	回礼	『御内書案』・『室町家御内書案』	
永正5(1508).9	土岐美濃守	とのへ	候也	回礼	『御内書案』・『室町家御内書案』	
永正6(1509).2.10	土岐美濃守	とのへ	候也	回礼	『昔御内書符案』	
永正13(1516).5	土岐美濃守	とのへ	候也	回礼	『御内書案』・『室町家御内書案』	
永正16(1519).2.18	土岐左京大夫	とのへ	候也	回礼	『御内書案』・『室町家御内書案』	
大永7(1527).3.17	土岐次郎	とのへ	候也	上洛要請	『室町家御内書案』	
天文2(1533).5.13	土岐次郎	とのへ	也	回礼	『御内書引付』	
天文3(1534).3.18	土岐次郎	とのへ	候也	回礼	『御内書引付』	

殿からの武家宛ての「書札礼」は、尊大化する傾向にあったと指摘できる。室町・戦国期における将軍権力の衰退にも関わらず、「書札礼」の上で室町殿の姿勢が尊大化するのには、「書札礼」と関係深いものである儀礼秩序の形成、整備の動向と関係があるのではないだろうか⁵²⁾。

また、公家社会において、室町殿との関係性が「書札礼」に及ぼした影響については、水野智之氏が⁵³⁾、将軍家との間に姻戚関係を有する日野勝光が、撰関家である近衛政家からの文書において等礼の「書札礼」を要求し、それを実現しているという事例を挙げている⁵⁴⁾。この事例から、室町殿の影響力が、公家社会の「書札礼」を改変させ得る一因とすらなっていたという点が指摘できる⁵⁵⁾。

(3) 公家への諮問

当該期においても依然として、「書札礼」に明るい公家の故実家への諮問が行われている。以下、その事例を挙げる。

『園太暦』の作者である洞院公賢は学識が深いことで知られ、北朝貞和2年(南朝正平元年、1346)9月には、幕府から親王家・撰関家への「書札礼」を尋ねられ⁵⁶⁾、北朝

文和元年（南朝正平7年、1352）12月には、前月に内大臣となった三条公秀から「書札礼」を尋ねられている⁵⁷⁾。なお、洞院公賢の「書札礼」の知識は、『弘安礼節』に基づくものである⁵⁸⁾。

また、北朝永和4年（南朝天授4年、1378）7月には、前関白の近衛道嗣が、「書札礼」を二条良基に尋ねている⁵⁹⁾。

以上の事例はごく一部であるが、当該期においても、テキストとしての『書札礼』と併行して、「人」を媒体とした相承が展開されていたと考えられる。

(4) 寺家の書札礼

当該期における寺家の書札礼については、その全体像は明らかではないが、その一端を示すものとして次の史料を挙げる。

〈史料3〉⁶⁰⁾

抑修学者極官之時、坊官僧綱書札不審之間、雖相尋所見不撰出、仍相尋禪信僧正乃
処、注進云、

对修学者僧正・坊官書札礼事

書札礼

仁和寺式文和二年云、

公達并修学者僧正

遣三綱綱・凡共恐々謹言

遣僧正

三綱綱恐惶謹言（謹言カ）、凡僧某謹言（恐惶謹言カ）

如此候、然者可為恐惶候哉（傍線筆者）⁶¹⁾

これによると、応永34年（1427）8月、修学者が僧正である場合の、坊官との間の「書札礼」が分明ではなかったため、記主が禪信僧正に尋ねたところ、禪信僧正は北朝文和2年（南朝正平8年、1353）の仁和寺式の『書札礼』を典拠として返答したとのことである。即ち、南北朝期の仁和寺において『書札礼』が成立していたことになる。鎌倉期の仁和寺の『消息耳底抄』との直接の関係性は見られないが、『消息耳底抄』の段階の、故実家に尋ねた文書作成上の予備知識的な「書札礼」から、文和2年の『仁和寺式書札礼』では、宛所ごとに礼式が規定された、より整備された「書札礼」の存在が窺える。ただし、同日条には続いて、「此式作者不分明歟、雖不足信用、大概用様無相違歟」とあるように、文和2年の『仁和寺式書札礼』の作成者は当時も分明ではなく、そのため、その内容について厳密な信用性には欠けるとしながらも、大概、慣習とも相違しないため、結果的にそれに準拠するに至っている。つまりここでは、作成者が分明であるような、公的なテキストとしての『書札礼』の成立には至っておらず、慣習としての「書札礼」の比重もまた、主要な位置を占めていたとすることができる。

3. 戦国期

(1) 中央の書札礼

戦国期に至ると、各家で盛んに『書札礼』が作成されるようになるが、中央の畿内近国で作成されたものとして、管領細川氏の『細川家書札抄』⁶²⁾と幕府内談衆大館氏の『大館常興書札抄』⁶³⁾がある。『細川家書札抄』は、その奥書には作成者・成立時期ともに記載が無いが、文中に「右、此一条竜安寺代注進候 安富勘解左衛門尉元盛相伝之」とあることから、細川氏被官であり、かつ故実家としても著名な安富元盛が、その成立において何らかの関与をしている事実が窺える。また、文中に「勝仙院」と見られることから、群書類従本の完成は、その追号が成立する、畠山尚順没後の大永2年(1522)以降と考えられる⁶⁴⁾。『大館常興書札抄』は、その奥書によると、故実家であり、また將軍義晴期に幕府内談衆として活動した大館常興が⁶⁵⁾、「九郎」なる人物に書き与えたものである。この「九郎」については、姓が記されていないこと、また大館氏の「書札礼」の必要性の存在から、大館常興に親しい、大館氏一族の者と考えられる⁶⁶⁾。『細川家書札抄』・『大館常興書札抄』ともに家格秩序に基づき、宛所ごとの礼の厚薄について規定されている。ただし、前者は御相伴衆である細川氏の家格からの⁶⁷⁾、後者は御供衆である大館氏の家格からの立場に基づいているため⁶⁸⁾、両者の家格の相違から、それに比例して宛所に対する礼の厚薄に差異が生じている。また、『大館常興書札抄』には、諸氏の被官宛での「書札礼」が規定されているが、これによると、どのような有力被官であっても、守護・奉公衆をはじめとした、室町殿の直臣より厚礼でもって遇されることはない⁶⁹⁾。つまり、「書札礼」においては、室町殿の直臣・陪臣の別は厳然として存在していたと考えられる。また、後述するように、『細川家書札抄』の写本は各地域に伝播する。

これらの他に、幕府近臣による『書札礼』として、政所執事の伊勢氏の一族であり、御供衆である伊勢貞満の手による⁷⁰⁾、『伊勢加賀守貞満筆記』が挙げられる⁷¹⁾。ここにおいては、今川了俊が評価されており、また「又書札礼節などをも、彼被申し事をもととして被相定なり」とあるように、『今川了俊書札礼』の後世への影響が窺える。また後述するように、伊勢氏の『書札礼』も各地域に伝播する。

(2) 東国地域の書札礼

戦国期の東国社会においては、数多くの『書札礼』が成立している。その多くは、奥州探題大崎氏や古河公方をめぐるものである。

まず、奥羽地域の『書札礼』として、秋田安東氏の『礼法書』・『書札礼雛型』と、余目系留守氏の『余目氏旧記』が挙げられる⁷²⁾。秋田安東氏の『礼法書』・『書札礼雛型』は、

ともに『湊学氏所蔵秋田湊文書』に収められている⁷³⁾。『礼法書』は、秋田政季が、永禄10年(1567)5月に毛利領内において作成された伊勢流礼法書を書写した⁷⁴⁾、書簡故実である。『書札礼雛型』には、天正年間までに作成された実際の文書が案文として引用されており、その文書には中央の歴名が多く見られるため、中央の「書札礼」の影響が窺える。『余目氏旧記』は、文中から永正11年(1514)の成立であることが窺え、冒頭に「奥州宮城郡引付、并留守之先祖之事、依御所望大概書進候畢」とあるように、留守氏の命によりその近臣が作成したものである。その成立の契機については後述する。『余目氏旧記』の「書札礼」は、室町殿を頂点とし、奥州探題大崎氏を奥州地域における頂点とするものである。

次に、関東地域の『書札礼』として⁷⁵⁾、上杉氏の『上杉憲実京進書札案』⁷⁶⁾・『安富元盛武家書札礼写』⁷⁷⁾、関東公方の『古河公方家書札礼』⁷⁸⁾・『喜連川家書札礼』⁷⁹⁾、里見氏の『里見家永正・元亀中書札留抜書』⁸⁰⁾、佐竹氏の『佐竹之書札之次第』・『佐竹書札私』・『旧記書札集』が挙げられる⁸¹⁾。『上杉憲実京進書札案』は、室町中期成立の、関東管領上杉憲実の代の京都宛ての文書の雛型である。『安富元盛武家書札礼写』は、前掲の『細川家書札抄』の写本である。『古河公方家書札礼』は、『足利政氏書札礼』としても知られており、古河公方足利政氏の「書札礼」が規定されている。『喜連川家書札礼』も『細川家書札抄』の写本であるが、その奥書によると文明17年(1485)9月24日の書写とあるため、少なくともその頃には、『細川家書札抄』の一部分は成立していたということになる⁸²⁾。『里見家永正・元亀中書札留抜書』には、里見氏とその被官の正木氏の「書札礼」が規定されているが、そこにおいては室町殿を宛所とする規定は存在しないため、里見氏・正木氏の認識による、関東地域における儀礼秩序の頂点は室町殿ではなく、古河公方であることが窺える。これは、奥州探題の上に室町殿の「書札礼」を規定した、『余目氏旧記』とは対照的である。『佐竹之書札之次第』・『佐竹書札私』はともに、天正年間の成立で、佐竹氏の文書発給や授受に携わったとされる「蘆雪齋意汲」なる人物の手によるものであり、佐竹氏とその被官の「書札礼」が規定されている。『旧記書札集』には、各場面における文書の雛型が載せられており、そこには中央の歴名が多く見られることから、中央の『書札礼』が伝来したものと考えられる。とくに、一字状の雛型は、小笠原氏の故実書である『大諸礼集』のものと同様であるため⁸³⁾、小笠原流の故実書の系統にあるものとして理解できる。

また、文亀3年(1503)には、陸奥国の国人である伊達尚宗と、越後国の守護である上杉房能との間の文書の授受において、「書札礼」が問題となっている。国人である伊達氏が守護である上杉氏に宛てる文書において、「書札礼」をわきまえなかったことに起因しており、当該期において、新興勢力による「書札礼」の秩序からの逸脱は、容易には許容されるものではなかったことが窺える⁸⁴⁾。

(3) 西国地域の書札礼

戦国期の西国社会においては、東国社会と比較すると『書札礼』の成立は数少ない。しかし、大内氏や大友氏といった、官位などの儀礼秩序に自覚的な大名権力を中心に、『書札礼』が作成されている。

大内氏の『書札礼』については、文治派の大内氏被官として著名な、相良武任の手による『相良武任書札巻』が挙げられる⁸⁵⁾。これは、大内政弘・義隆期の文書を実例として挙げ、大内氏当主の「書札礼」を規定したものである。その内容によると、文明期の「書札礼」については、大内政弘は伊勢貞宗—蜷川親元という幕府政所系列よりも等礼もしくは上位に位置し、当時、京兆家細川氏の後見であった阿波守護細川氏の細川成之は、大内政弘よりも等礼もしくは上位に位置していたことが窺える。また、享禄期から天文期にかけての「書札礼」については、將軍義晴—管領細川高国—大友義鑑という序列が存在していたことが窺える。

大友氏の『書札礼』については、『御当家御書札認様』が挙げられる⁸⁶⁾。これは、文禄・慶長年間に大友氏近臣と考えられる者の手により作成されたもので、大友氏当主から、公家・寺家宛での、武家では幕府・伊予国の地域勢力・九州の地域勢力宛での「書札礼」が規定されている。また、その成立の契機については後述する。『御当家御書札認様』においては、大友氏の敵対関係にあった島津氏に対して謹上書をもって遇しており、「書札礼」において、家格秩序の論理は敵対関係よりも優越するものであったと考えられる。

その他、西国地域に散見される『書札礼』として、『毛利元就自筆書札礼』が挙げられる⁸⁷⁾。そこでは、三職・御供衆宛での「書札礼」が規定されており、当該期の書札礼においても幕府の家格は無視し得ないものであったということが窺える。また、肥後国の阿蘇氏被官の村山惟尚が、同鶴松丸に『書札礼』を伝授している⁸⁸⁾。そして、肥後国の相良氏においては、合戦における軍忠状要求の雛型である『分捕高名証文書札礼』が作成されており⁸⁹⁾、このように各家中において、各場面の必要に応じて『書札礼』が作成されていたことが窺える。

(4) 戦国期書札礼の伝来

以上のように、戦国期において伝来が見られる『書札礼』を整理すると、以下の通りである。管領細川氏の『細川家書札抄』は、越後上杉氏の『安富元盛武家書札礼写』と古河公方の『喜連川家書札礼』に⁹⁰⁾、伊勢流故実は秋田安東氏の『礼法書』に⁹¹⁾、小笠原流故実は佐竹氏の『旧記書札集』に⁹²⁾、それぞれ伝来している。このように、戦国期において、中央の書札礼は各地域に伝播し得ていたと言える。そしてその背景として、戦国期に各大名権力が、とくに栄典授与をめぐる、中央との間に文書の授受を行う機会が増加したことが一因として考えられるのではないだろうか。

ここで実際に、『細川家書札抄』の『安富元盛武家書札礼写』への伝来過程について、『安富元盛武家書札礼写』の奥書を手掛かりにして考察する。まず、細川氏被官で故実家の安富元盛自筆の『細川家書札抄』を、大永2年(1522)7月に「長綱」なる人物が書写し、その「長綱」本は大館晴光の手に渡り、それを天文24年(1555)5月16日に「左衛門尉平藤頼」なる人物が書写したのが、直接の『安富元盛武家書札礼写』である。このように、大館氏のような故実家を媒体として、中央の『書札礼』は伝播していたのである。

(5) 戦国期書札礼の成立の契機

戦国期において、各家に『書札礼』が簇生するようになるが、その契機は何に求められるのだろうか。その点について考察するために、留守氏の『余目氏旧記』と大友氏の『御当家御書札認様』の成立の契機について注目する。まず、『余目氏旧記』の成立について、伊藤信氏によると⁹³⁾、伊達系留守氏成立以後や奥州探題大崎氏衰亡以後の事例はほぼ省略されていることなどから、余目系留守氏の、伊達氏の台頭に対する危機意識や、往時の奥州探題への懐古がその成立の契機であるとする。次に、『御当家御書札認様』の成立について、その成立時期は文禄・慶長年間、即ち大友義統が朝鮮の役での失態により改易され、蟄居している期間である。『御当家御書札認様』では、既に死去した相良義陽宛ての規定や、もはや関係性の無い伊予衆宛ての規定も見られる。したがって、これもまた往時の大友氏を懐古する意味合いが濃いものとして考えられる。このように、文書作成への実用性という『書札礼』の本来の意味合いは薄れ、往時を懐古するためのものへと変化していたのである。

しかし、没落する家においてのみ、『書札礼』は成立していた訳ではない。やはり、『書札礼』の本来の意味においての、「書札礼」の知識・故実の必要性が、先述したような、とくに栄典授与をめぐる中央との文書の授受が増加したという背景において存在したと考えられる。また、応仁・文明の乱を経て、武家が故実に対して自覚的になり、故実書の作成が増加するという二木謙一氏の指摘が⁹⁴⁾、『書札礼』の場合においても関係するものとして考えられる。

結語

以上、基礎的な検討作業に終始した感があるが、最後に、小稿で明らかにした点、また近世の書札礼への展開、そして今後の課題について述べて小稿の結びとする。

鎌倉期において、まず公家社会で、公的な統一テキストとしての『弘安礼節』が成立した。それ以前は、「人」を媒体とした「書札礼」の相承や、各家の私的なテキストとしての『書札礼』が主要な位置を占めていた。以後、官位秩序に基づく『弘安礼節』は

公家社会において準拠され続けていく。武家社会では、公的または私的『書札礼』の成立はいまだ見られない。しかし、「書札礼」自体は存在し、それは源頼朝との関係性という「由緒」に基づくものであり、規定性の面において不安定なものであった。やがてその基準は「家格」へと変化し、以後、それが武家の「書札礼」の基準となる。

南北朝期の「書札礼」の混乱に対する危機意識の下、『今川了俊書札礼』は成立し、また、室町幕府が成立すると、家格秩序の整備とともに、武家社会においてもテキストとしての『書札礼』が故実家を中心として成立するようになる。ただし、中世を通じて武家社会では、『弘安礼節』のような公的な統一テキストは成立しなかった。その理由として、武家の「書札礼」が基準とする家格秩序は、官位秩序のような普遍性・体系性の面において不十分であったためと考えられる。

戦国期では、総体的に『書札礼』の成立が顕著に見られ、中央の『書札礼』が故実家を媒体として各地域に伝播していく。また、『書札礼』成立の契機としては、実際上の必要性に加えて、往時の懐古のためという、『書札礼』の本来の目的とは乖離する場合も見られる。

近世の書札礼については、大館氏・二階堂氏・伊勢氏の故実を継承する曾我氏による⁹⁵⁾、曾我流故実の展開に見られるように⁹⁶⁾、『書札礼』の形成・伝播において、故実家が果たす役割がより重要な意味を有するようになるのである。

小稿では、書札礼の規定と実際の文書上との間で、礼の厚薄に相違が生じる場合の検討、そしてその相違を引き起こす個別具体的な要因についての考察を行うことができなかった。今後の課題としたい。

注

- 1) 以下、文書様式については、相田二郎『日本の古文書』上・下(岩波書店、1948・1954年)、中村直勝『日本古文書学』上・中・下(角川書店、1971～1977年)、日本歴史学会編『概説古文書学 古代・中世編』(吉川弘文館、1983年)、佐藤進一『新版 古文書学入門』(法政大学出版局、1997年)。
- 2) 以下、小稿では、書札の礼の厚薄を規定する概念そのものを「書札礼」と表記し、「書札礼」を内容とする具体的なテキストとしての媒体を、『書札礼』または『(テキストの書名)』として表記する。また、両者を指し示す場合は、そのまま書札礼と表記する。
- 3) 『群書類従』雑部所収。
- 4) 石母田正「解説」(『中世政治社会思想』上、岩波書店、1972年)。
- 5) 藤直幹『中世武家社会の構造』(目黒書店、1944年)、同氏『中世文化研究』(河原書店、1949年)、同氏『武家時代の社会と精神』(創元社、1967年)、二木謙一『中世武家儀礼の研究』(吉川弘文館、1985年)、同氏『武家儀礼格式の研究』(吉川弘文館、2003年)など。
- 6) 井原今朝男『日本中世の国政と家政』(校倉書房、1995年)。
- 7) 金子拓『中世武家政権と政治秩序』(吉川弘文館、1998年)。
- 8) 彌永貞三「日本の古文書と書札礼一極東文化の二つの道一」(『古文書研究』44・45号、1997年)。
- 9) 藤井貞文「弘安礼節小考一上野図書館本の解説一」(『上野図書館紀要』3冊、1957年)、岩間敬

- 子『弘安書札礼と院宣・繪旨』（『古文書研究』31号、1989年）、百瀬今朝雄『弘安書札礼の研究』（東京大学出版会、2002年）。なお、『弘安礼節』以外の個別の『書札礼』についての先行研究は、各章において整理する。
- 10) 金子拓「室町期における弘安書札礼の運用と室町殿の立場」（『日本歴史』602号、1998年）。
 - 11) 二木謙一「室町幕府における武家の格式と書札礼」（初出、『古文書研究』49号、1999年。後に、同氏注5前掲著書、2003年）。
 - 12) 小林清治「伊達政宗の書札礼」（『古文書研究』41・42号、1995年）。
 - 13) 高橋充「戦国期葦名氏の書札礼—葦名氏宛給文書の検討 その2—」（羽下徳彦編『中世の社会と史料』、吉川弘文館、2005年）。
 - 14) 羽下徳彦「伊達・上杉・長尾氏と室町公方—通交文書ノート—」（初出、同氏編『北日本中世史の研究』、吉川弘文館、1990年。後に、同氏『中世日本の政治と史料』、吉川弘文館、1995年）。
 - 15) 佐藤博信「古河公方文書にみる闕字・台頭について」（『戦国史研究』54号、2007年）。
 - 16) 長塚孝「古河公方家臣の書札礼と序列」（『戦国史研究』14号、1987年）。
 - 17) 長塚孝「戦国期の築田氏について」（『駒沢史学』31号、1984年）。
 - 18) 市村高男「書札礼と身分秩序」（『鷲宮町史 通史 上巻』、1986年）、同氏「越相同盟と書札礼」（『中央学院大学教養論叢』4巻1号、1991年）、白井進「越相同盟の一コマ「書札之事」について—北条氏照第一信の意義—」（『史叢』52号、1994年）。
 - 19) 久野雅司「織田信長宛給文書の基礎的考察—武家宛書状・直書の検討による一試論—」（大野瑞夫編『史料が語る日本の近世』、吉川弘文館、2002年）、尾下成敏「織田信長書札礼の研究」（『ヒストリア』185号、2003年）。
 - 20) 小林清治「秀吉の書札礼」（初出、『東北学院大学論集 歴史地理学』24号、1992年。後に、同氏『秀吉権力の形成—書札礼・禁制・城郭政策—』、東京大学出版会、1994年）。
 - 21) 堀新「豊臣政権と上杉氏—秀吉文書の検討から—」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊18集、1991年）、同氏「秀吉文書の書札礼—中川・立花氏宛の場合—」（『戦国史研究』23号、1992年）。
 - 22) 平野明夫「戦国期徳川氏の政治的立場—織田氏との係わりを通して—」（『国史学』158号、1995年）。
 - 23) 平野明夫「徳川家の書札礼」（『戦国史研究』34号、1997年）。
 - 24) 堀田幸義「仙台藩における身分格式と書札礼」（初出、『古文書研究』49号、1999年。後に、同氏『近世武家の「個」と社会—身分格式と名前に見る社会像—』、刀水書房、2006年）。
 - 25) 注9参照。
 - 26) ただし、『群書解題』によると、人名比定について、撰者の「一条前関白」は群書類従本では「内経」と補筆されているが、『公卿補任』に基づき前摂政の「家経」であるとする。また同様に、「花山院右大臣入道」は群書類従本では「家定」とされるが、「定雅」の誤りであるとする。これらのように、「撰者」並びに「意見之人数」の人名比定について、群書類従本の補筆の妥当性には再考を要する。『弘安礼節』の伝来の過程で、このような人名比定の錯簡が生じたと考えられる。
 - 27) 弘安7年時点の院の評定衆の人員が、『勘仲記』弘安7年8月16日条・9月1日条・5日条・10月26日条に見られる。
 - 28) 上野図書館本・宮内庁書陵部所蔵九条家本。藤井氏注9前掲論文、『群書解題』参照。
 - 29) 百瀬今朝雄「『弘安礼節』写本に関する一考察」（初出、『立正大学人文科学研究年報』29号、1992年。後に、百瀬氏注9前掲著書）。
 - 30) 笠松宏至「徳政令—中世の法と慣習—」（岩波新書、1983年）。
 - 31) 百瀬今朝雄「弘安書札礼の意義」（百瀬氏注9前掲著書）。
 - 32) 『群書類従』消息部所収。
 - 33) 『群書類従』消息部所収。

- 34) 『吾妻鏡』宝治2年閏12月28日条。
- 35) なお、結城朝光は、治承4年(1180)10月2日(『吾妻鏡』同日条)、源頼朝が烏帽子親となつて元服を遂げている。同時に、頼朝により「朝」字の偏諱授与を行われ、頼朝との間に擬制的親子関係を構築している。このような背景も、結城朝光が源氏一門の足利氏に対しても等礼の「書札礼」をもって臨んだ一因ではないだろうか。以後、結城氏は「朝」字を結城氏の通字として、戦国期の結城朝勝まで継承した。なお、鎌倉期の偏諱授与については、紺戸淳「武家社会における加冠と一字付与の政治性について―鎌倉幕府御家人の場合―」(『中央史学』2号、1979年)。
- 36) 『吾妻鑑』にこのような事例が記述されているのは、御家人制を再確認し、強調するためと考えられる。
- 37) 細川重男「北条氏の家格秩序」「幕府職制を基準とする家格秩序の形成」(ともに同氏『鎌倉政権得宗専制論』、吉川弘文館、2000年)。
- 38) 『続群書類従』武家部所収。
- 39) 『群書類従』消息部所収。
- 40) 鎌倉期の家格の形成については、注37参照。
- 41) 小稿では、足利將軍家の家督者を「室町殿」と呼称する。
- 42) 『日本国語大辞典』(小学館)によると、西堂とは、禪宗で他寺の住職を隠退して、現在本寺に住んでいる長老を指し、それに対して東堂とは、本寺の住職を隠退した者を指す。
- 43) この場合の御室宛ての文書の書止文言についての記述は無かったが、西堂宛ての場合では「恐々敬白」を用い、上位宛ての「書札礼」を適用していること、摂関家宛ての場合も上位宛ての「書札礼」を適用していることから、御室宛ての場合も同様であったと考えられる。
- 44) 幕府御相伴衆については、二木謙一「室町幕府御相伴衆について」(初出、『日本歴史』371号、1979年。後に、同氏注5前掲著書、1985年)。
- 45) また、摂関家に準ずる家格としての足利將軍家については、石原比伊呂「准摂関家としての足利將軍家―義持と大会会との関わりから―」(『史学雑誌』115編2号、2006年)。なお、加藤岡知恵子氏は、室町殿から公家宛ての文書の場合、大臣位を境として、それ以上は官位秩序に基づき、それ以下は家格秩序に基づくとする。加藤岡知恵子「室町殿の御内書に見る公武の家格相当について」(『古文書研究』46号、1997年)。
- 46) 室町幕府の重臣会議については、今谷明『室町幕府解体過程の研究』(岩波書店、1985年)。
- 47) 足利義満期の家格秩序の形成、義政期の家格秩序の整備については、二木氏注5前掲著書、1985年、2003年。
- 48) 『看聞日記』永享2年9月6日条。
- 49) 『看聞日記』永享2年9月24日条。
- 50) またここでは、永正16年2月18日付の土岐左京大夫(政房)宛ての御内書と、大永7年3月17日付の、いまだ無位無官の土岐次郎(頼芸)宛ての御内書との礼式が等礼であるという点に注目しておきたい。当該期においても、やはり武家の「書札礼」は、官位秩序ではなく家格秩序に準拠しているのである。
- 51) 『群書類従』武家部所収。
- 52) 室町幕府の儀礼秩序の形成、整備については、二木氏注5前掲著書、1985年、2003年。
- 53) 水野智之「室町時代における公家勢力の政治的動向」(初出、『年報中世史研究』28号、2003年。後に、同氏『室町時代公武関係の研究』、吉川弘文館、2005年、p.216)。
- 54) 『後法興院政家記』応仁元年12月6日条。
- 55) 室町殿の影響により、公家社会の「書札礼」が改変するような事例が他にも存在するのか、また、このような「書札礼」改変の具体的な背景について、なお論ずべき問題は多いが、後考を期したい。
- 56) 『園太暦』北朝貞和2年(南朝正平元年)9月24日条。「入夜自武家有使、二階堂安芸守成藤也、

以光熙尋之、可進狀土御門入道親王、并関白示事有之、書札可何様哉者、(後略)」とあり、幕府から幕府奉行人の二階堂成藤が派遣されて諮問されている。

- 57) 『園太暦』北朝文和元年(南朝正平7年)12月22日条。
- 58) 注46参照。
- 59) 『愚管記』北朝永和4年(南朝天授4年)7月18日条。
- 60) 『後常瑜伽院日次記抜書』応永34年8月15日条。
- 61) この書札礼の内容は、公達、即ち公家と、僧正位にある修学者が、上座・寺主・都維那の三綱に書状を出す場合、三綱が僧綱・凡僧どちらの場合にも書止文言は「恐々謹言」であるとし、逆に三綱が僧正位の者に書状を出す場合は、三綱が僧綱である場合は「謹言」、凡僧である場合は「恐惶謹言」であるとする。本文に即すと、この「謹言」と「恐惶謹言」は逆であるが、僧綱と凡僧との身分秩序の上で矛盾するので、誤りと判断した。
- 62) 『群書類従』消息部所収。
- 63) 『群書類従』消息部所収。
- 64) 『細川家書札抄』については、小泉恵子「細川家関係故実書について」(桑山浩然編『室町幕府関係引付史料の研究』昭和63年度科学研究費報告書、1989年)。
- 65) 大館常興については、設楽薫「大館常興(尚氏)略伝—將軍義晴の登場まで—」(桑山氏注51前掲編書)。
- 66) 『大館常興書札抄』については、桑山浩然「室町幕府内談衆大館氏の残した史料」(初出、『古文書研究』30号、1989年。後に、同氏注51前掲編書)。
- 67) 幕府御相伴衆については、注37参照。
- 68) 幕府御供衆については、二木謙一「足利將軍御供衆の成立」(初出、『日本歴史』424号、1983年)、同氏「室町幕府御供衆の推移」(初出、『坂本太郎博士頌寿記念 日本史学論集』上、1983年)。後に、ともに同氏注5前掲著書、1985年。
- 69) ただし、三管領家の被官に対しては、他氏の被官よりも厚礼を適用するべきであるとするなど、被官間においては格差が存在していた。
- 70) 「永禄六年諸役人附」(『群書類従』武家部所収)に、御供衆の「伊勢次郎左衛門尉貞満」としてその名が見られる。
- 71) 『続群書類従』武家部所収。
- 72) 『続々群書類従』史伝部所収。
- 73) 『青森県史 資料編 中世2』。
- 74) 『青森県史 資料編 中世2』の脚注参照。
- 75) 古河公方・里見氏・佐竹氏の書札礼については、市村高男「中世領主間の身分と遺構・遺物の格—戦国期の書札礼の世界から見た若干の提言—」(『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』8号、1997年)。
- 76) 『上杉家文書』961号。
- 77) 『上杉家文書』962号。
- 78) 『喜連川文書』(『戦国遺文 古河公方編』492・493号)。
- 79) 東京大学史料編纂所蔵。
- 80) 内閣文庫蔵。また、『千葉大学人文研究』17号(1988年)に翻刻が載せられている。
- 81) いずれも、秋田県公文書館佐竹文庫蔵。また、『佐竹之書札之次第』・『佐竹書札私』については、『日本史学集録』24号(2001年)に翻刻が載せられている。
- 82) 喜連川家伝来史料については、佐藤博信「喜連川家伝来史料考証」(初出、『史学雑誌』88編7号、1979年。後に、同氏『中世東国の支配構造』、思文閣出版、1989年)。
- 83) 宛所が同じ「吉良孫四郎」である他、文章表現もほぼ同内容のものである。

- 84) 『新潟県史 資料編4 中世2』1318号・1931号。この一件については、羽下徳彦「伊達・上杉・長尾氏と室町公方—通行文書ノート—」(初出、同氏編『北日本中世史の研究』、吉川弘文館、1990年。後に、同氏『中世日本の政治と史料』、吉川弘文館、1995年)、長谷川伸「南奥羽地域における守護・国人の同盟関係—越後上杉氏と伊達氏の場合—」(『地方史研究』45巻2号、1995年)。この一件については、後考を期したい。
- 85) 宮内庁書陵部蔵。
- 86) 『統編年大友史料』5。
- 87) 『毛利家文書』619号。
- 88) 「天正13年6月27日付村山惟尚書状」(『阿蘇文書』10)。
- 89) 『大日本古文書 家分け 相良家文書』654号。
- 90) 同様の『書札礼』が、近江国の在地領主の饗庭氏に伝来していることが、西島太郎氏により指摘されている。饗庭氏は、伊勢氏の被官となることにより、その『書札礼』を入手することができたとする。西島太郎「近江国湖西の在地領主と室町幕府」(初出、『年報中世史研究』28号、2003年。後に、同氏『戦国期室町幕府と在地領主』、八木書店、2006年)。
- 91) 伊勢流故実の展開については、二木謙一「伊勢流故実の形成」(初出、『国学院雑誌』68巻6号、1967年)、同氏「故実家伊勢氏の成立」(初出、『国学院雑誌』68巻12号、1967年)。後に、ともに同氏注5前掲著書、1985年。
- 92) 小笠原流故実の展開については、二木謙一「室町幕府弓馬故実家小笠原氏の成立」(初出、『国学院大学日本文化研究所紀要』24輯、1969年。後に、同氏注5前掲著書、1985年)、水野哲雄「室町幕府武家故実家京都小笠原氏の展開」(『九州史学』142号、2005年)。
- 93) 伊藤信「留守家旧記の成立をめぐる」(『歴史』59号、1983年)。
- 94) 二木氏注5前掲著書、1985・2003年。また実際に、土岐氏の場合、応仁・文明の乱を経た戦国期に、『家中竹馬記』・『土岐家聞書』(ともに『群書類従』武家部所収)の故実書が成立する。
- 95) 『書札法式』。
- 96) 『曾我兵庫頭八十五箇条品々不好事』(『統群書類従』武家部所収)がその嚆矢として挙げられる。また、近世の曾我流書札礼の諸本の分類については、小宮木代良「曾我流書札礼諸本と「書札法式」について」(初出、『東京大学史料編纂所研究紀要』5号、1995年。後に、同氏『江戸幕府の日記と儀礼史料』、吉川弘文館、2006年)。

本論文は、鎌倉時代から戦国時代に至る日本中世武家社会の書状 儀礼である『書札礼』を対象にして、その歴史的諸相を解明したものである。本論文によれば、鎌倉時代に統一的な書式として規範化された『弘安礼節』(1285年)が公家社会の統一的な書札礼であったのに対して、武家社会ではかかる規範が存在せず、鎌倉・室町時代を通じて各家の有職故実に基づいた個別的な運用が行われていた。論文では、戦国期において各家の『書札礼』が数多く成立したことについて『弘安礼節』と比較することによって、その意義づけを行っている。論文では、『弘安礼節』に現れた公家の書札礼が官位を抛り所として定められているのに対して、武家のそれは現実の支配関係に応じて屈折を加えられながら、究極の基準が源頼朝との「由緒」であったことを明らかにしている。論構成は堅実で資料の考証も手堅く優れた論文であると認められる。特に『弘安礼節』との比較が効果的で官位という古代的合理主義から人的結合に礼節の軸が移行する様相の描き方が説得的である。その移行の意義を中世社会の成立と併せてより深く考察することが出来ればさらなる発展が期待される。

